

排他的経済水域における軍事活動 —海洋制度の変遷を俯瞰して—

永福 誠也

〈要旨〉

2018年5月15日に閣議決定された第3期海洋基本計画の中では、排他的経済水域（EEZ）に係る主権的権利等を断固として守り抜くことがうたわれている。このEEZに係る論点の1つに沿岸国が自国EEZでの他国の訓練・演習等を国際法上規制し得るか等の問題がある。それは、海洋における軍事活動の問題は第3次国連海洋法会議においても大きく検討されず、国連海洋法条約の規定もEEZでの軍事活動については明確でないため、諸国家の見解等も分かれていることによる。しかしながら、従来の研究ではEEZでの軍事活動に係る原則の検討については、国連海洋法条約の成立経緯の確認や条文の文理解釈が中心であり、海洋制度の変遷を俯瞰した上での検討は十分になされていない感がある。そこで、本稿では、EEZ制度の確立につながる海洋制度の変遷を俯瞰した上でEEZの特質等を検討し、EEZでの軍事活動に係る基本原理等を確認する。

はじめに：問題の所在

2018年5月15日に閣議決定された海洋基本計画は、2013年4月以降の情勢の変化等を踏まえ第2期計画から修正されたものであり、その第1部「海洋政策のあり方」において、今後10年を見据えた海洋政策の方向性の1つとして「新たな海洋立国への挑戦」が掲げられ、その中でわが国の領水（領海及び内水）、接続水域、大陸棚に係る主権ないし主権的権利とともに、排他的経済水域（以下、EEZ）に係る主権的権利を断固として守り抜くことがうたわれている¹。このEEZに係る論点の1つに他国EEZでの軍事活動の許容性、すなわち、他国EEZにおける情報収集等の軍事活動が国際法上認められ得るか、沿岸国が自国EEZでの他国の訓練・演習等を国際法上規制し得るかといった問題がある。

1 海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)12-13頁。なお、今期海洋基本計画の特徴等に関しては、たとえば、以下を参照。奥脇直也「海洋の未来秩序と第三期海洋基本計画」『日本海洋政策学会誌』第8号、2018年11月、4-8頁；兼原敦子「第3期海洋基本計画—その意義と課題」『第3期海洋基本計画と今後の日本の海洋政策—基本計画の内容を論じる』（日本海洋政策学会創立10周年記念シンポジウム）2018年6月29日；永福誠也「海洋の安全保障—第3期海洋基本計画にみる指針・施策とその特徴等」『NIDS コメンタリー』第81号、2018年8月1日。

それは、海洋における軍事活動の問題は第3次国連海洋法会議においても大きく検討されず²、海洋法に関する国際連合条約（以下、国連海洋法条約）の規定もEEZでの軍事活動については明確でないため、諸国家の見解等も分かれていることによる³。また、他国EEZにおける軍事活動が法的に認められるとしても、EEZに係る沿岸国の権利及び利益の尊重という観点から、他国EEZでの軍事活動に際しては一定の配慮が必要と考えられるところ、国連海洋法条約でもEEZでの自国の権利行使等や公海の自由の行使に際し、「妥当な考慮（due regard）」を払うことが義務づけられているものの、具体的にどのような考慮がどの程度必要かは示されていない。そのため、本問題に関する内外の先行研究も少なくないが、従来の研究では、国連海洋法条約の成立経緯の考察や条文の文理解釈が中心であり、他国EEZでの軍事活動に際して払うべき「妥当な考慮」についても、その重要性等を指摘しているものはあるが⁴、具体的にどのようなものが「妥当な考慮」と言い得るかについては詳しく論じられていない⁵。しかしながら、当該「妥当な考慮」の意義内容を整理し、これを把握しておくことは、沿岸国によるEEZでの軍事活動の規制可能性の把握とともに、わが国のEEZに係る主権的権利等を他国の不当な軍事活動から守る上で、また、海上自衛隊等わが国の機関による他国EEZでの活動が不当と評価されないようにする上で肝要と考えられる。

そこで、本稿では、沿岸国によるEEZでの軍事活動の規制可能性並びに軍事活動実施国が払うべき「妥当な考慮」の法的意義及び具体的内容について検討する。そのために、まず海洋制度の変遷を俯瞰することによってEEZの特質等を把握した上で、沿岸国による軍事活動の規制可能性及び他国EEZでの軍事活動に際して払うべき「妥当な考慮」の法的意義、すなわち、他国EEZでの軍事活動の許容性に関する基準と実施国が払うべき「妥当な考慮」との関係性を検討する。その上で、当該「妥当な考慮」の具体的内容について考察検討する。

2 Budislav Vukas, "Military Uses of the Sea and the United Nations Law of the Sea Convention," Hugo Caminos, eds., *Law of the Sea*, Ashgate, 2001, pp. 453-454.

3 Silvia Menegazzi, "Military Exercises in the Exclusive Economic Zones: The Chinese Perspective," *Maritime Safety and Security Law Journal*, No. 1, 2015, p. 57.

4 他国EEZにおける軍事活動の許容性について「妥当な考慮」が指標となり得ることを主張している論者として、たとえば、坂元茂樹教授、林司宣教授、プレザスなどが挙げられる。坂元茂樹『日本の海洋政策と海洋法』信山社、2018年、162頁；林司宣『現代海洋法の生成と課題』信山社、2008年、225頁；Ioannis Prezas, "Foreign Military Activities in the Exclusive Economic Zone: Remarks on the Applicability and Scope of the Reciprocal 'Due Regard' Duties of Coastal and Third States," *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 34, 2019, pp. 97-116.

5 石井友梨佳准教授も、排他的経済水域に係る「妥当な考慮」に焦点をあてた検討を行っているが、当該検討は軍事活動に関するものに特化・限定したのではなく、幅広い活動を包括的にとりあげたものである。石井友梨佳「排他的経済水域における妥当な考慮義務」『国際法研究』第7号、2019年3月、116-141頁。

1. 排他的経済水域（EEZ）制度の趣旨・内容及び特質

国家が自国の領域権を主張する場合、当該領域を排他的に支配していることが法理的前提となるが、海洋は土地と同様な要領で継続的に占有、支配することが困難である。そこで、海洋に対する排他的支配権を主張する場合、理論的には、陸上に存在する国家機関が海上にいる者に権力作用として実力を行使できる態勢を常時確保するか、船舶に乗船した国家機関たる地位にある者が海上で権力作用として実力を行使できる態勢を常時確保するかのいずれかが必要と考えられる。しかしながら、火器の製造や滞洋能力のある船舶を建造する技術の無い時代、それらはいずれも不可能だった。それ故、古代世界において海洋に対する国家の支配権が主張されることはなく、ローマ法でも海洋は自由であり、かつ、万人に開かれているとみなされていた⁶。しかし、技術の発達により船舶の航海能力と戦闘力が高まるにつれ、一定海域の領有や沿岸海域での漁業に関する制限を主張する国が現れた⁷。そして、中世以降、「海洋の自由」は領海制度の確立によって修正を余儀なくされていったが、これを誘引したのは、欧州における戦争に際し、交戦国海軍の活動を規制するため、中立国によって中立水域が主張され始めたことにあった⁸。また、19世紀中葉のヨーロッパの外交文書の中には、領海制度の目的の中に沿岸国の安全保障が含まれる旨をうたったものが認め

6 高林秀夫『領海制度の研究（第2版）』有信堂、1979年、9-11頁；Donald R. Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea*, 2nd ed., Hart Publishing, 2016, p. 2; R. Jennings and A. Watts, *Oppenheim's International Law*, 9th ed., Vol. 1, Longman, 1996, p. 720. なお、古代から18世紀までの海洋支配に係る諸国家の実行・学説等については、たとえば、以下を参照。水上千之『海洋法』有信堂、2005年、8-15頁；山本草二『国際法（新版）』有斐閣1994年、338-340頁；山本草二『海洋法』三省堂、1992年、24-30頁；Malcolm N. Shaw, *International Law*, 7th ed., Cambridge University Press, 2014, p. 441; Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7th ed., Oxford University Press, 2008, pp. 224-225; R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, pp. 71-72; Jennings and Watts, *Oppenheim's International Law*, pp. 720-722; D.P. O'Connell, *International Law of the Sea*, Vol. 1, Oxford University Press, 1982, pp. 1-19.

7 たとえば、中世イタリア諸都市国家の中には、ピサなどのように近隣の海に対する支配権を主張する国もあった。林司宣・島田征夫・古賀衛『国際海洋法（第2版）』有信堂、2016年、6頁；水上『海洋法』8頁。

8 高林『領海制度の研究』有信堂78頁；Brownlie, *Principles of Public International Law*, p. 175. その具体的な範囲は陸岸から3海里として定着していったが、3海里幅実行の嚆矢は、英仏戦争に際しアメリカがイギリスおよびフランスに発出した1793年11月8日の通知とされている。また、3海里の理論的根拠は、オランダの法学者コーネリウス・ファン・バイケルスフーク（Cornelius van Bynkershoek）の唱えた領海幅に関する学説である着弾距離説の着弾距離に見合う距離として、1782年にイタリアのフェルディナンド・ガリアニ（Ferdinando Galiani）によって提起された距離が3海里であったことによるといわれている。このように領海制度の草創期においては、領海の範囲に関し、諸国家はその支配力を陸地から海上のどの範囲まで及ぼし得るかを念頭においていたと解される。それは、1874年にイギリス政府が「国家は自国の沿岸海域に対してどの範囲まで管轄権を正当に主張できるか」と、アメリカ、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーおよびロシアの各政府に照会したところ、アメリカとオランダを除き、着弾距離説が領海幅員に関する国際法の原則である旨回答したという事実からもうかがわれる。高林『領海制度の研究』302頁。

られることなどから⁹、領海制度は、沿岸国の安全保障等を念頭に18世紀から19世紀初頭にかけて確立したと考えられる¹⁰。また、領海制度を初めて実定した1958年の領海及び接続水域に関する条約(以下、領海条約)や1984年に成立した国連海洋法条約中の領海に係る規則の中には、沿岸国の安全保障に係わる規定がおかれている¹¹。これらのことから、領海制度の目的には、沿岸国の安全保障上の利益の確保が含まれていると言える¹²。

他方、EEZ制度確立の契機と制度趣旨に安全保障上の利益との関係性は認められない。すなわち、第二次大戦後、アメリカのトルーマン宣言に触発された南アメリカ諸国は、海洋先進国漁船から自国沿岸漁業資源を守ろうと200海里幅の管轄権区域を主張し始め¹³、さらに1970年代になると、漁業資源を含む海洋資源に係る保存および管理などのために主権的権利等の行使が認められる海域として、アフリカ諸国によってEEZという名称で200海里幅の水域が提唱され、第3次国連海洋法会議における審議を経て、12海里幅領海とともに200海里幅EEZ制度が国連海洋法条約に反映された。このEEZ制度の確立は、「漁業の自由」を享有できない海域の大幅な拡大を意味することとなった。

以上のとおり、海洋制度の変遷を俯瞰すると、領海制度確立の契機が沿岸国の安全保障と密接な関連をもっていたと言えるのに対し、EEZ制度確立の契機は、海洋先進国漁船の漁業から自国沿岸漁業資源を守ろうと沿岸国が意図したことにより、安全保障との関連性は認められない。また、国連海洋法条約中、領海に関する規定の中には沿岸国の安全保障上の利益確保に関するものがある一方、EEZに関する規定の中にはない。加えて、領海条約で初めて実定された接続水域に関しても、その制度上の契機は密輸防止にあり¹⁴、安全保障ではない¹⁵。また、領海条約では接続水域での規制目的に安全保障を含めることが提案

9 たとえば、イギリス船拿捕事案に係る1853年5月24日のスペインの口上書の中で、領海制度の目的の一つは沿岸国の安全保障であることがうたわれていた。高林「領海制度の研究」97頁。なお、安全保障の概念は、近年拡大的に捉えられる傾向にあるが、本稿にいう安全保障は「国家の安全を他の国家の武力によって脅かされないように保障すること」(田畑茂二郎『国際法新講義(下)』東信堂、1991年、171頁)という、いわゆる伝統的な安全保障を想定している。

10 高林「領海制度の研究」85頁。

11 領海及び接続水域に関する条約14条4・6項、16条3項；国連海洋法条約19・20条、25条3項。

12 小寺彰『パラダイム国際法』有斐閣、2004年、112頁；Rothwell and Stephens, *The International Law of the Sea*, p. 4.

13 水上千之「排他的経済水域」有信堂、2000年、24-29頁。

14 接続水域の起源と言われている18世紀の英国の徘徊法(Hovering Acts)は、密輸防止を目的とするものであった。水上『海洋法』81頁；Rothwell and Stephens, *The International Law of the Sea*, p.79.

15 高林教授が、接続水域という「この制度は、船舶の速度の増加にともなって、領海内で取り締まることが次第に困難になってきた、19世紀後半以降においては、領海の範囲を拡大するかわりに、領海の外側で特定の目的に限って沿岸国に権力の行使を認める便法として、広く採用されてきた」と説明しているように、接続水域は領海の範囲を拡大することなく領海の持つ機能を拡大するための制度と言い得るが、拡大されている機能に安全保障上の利益の確保に関するものは含まれていない。高林秀雄「接続水域の法的性質」『小田滋先生還暦記念—海洋法の歴史と展望』有斐閣、1986年、3頁。

されたものの否決されており¹⁶、国連海洋法条約でも接続水域に関する規定の中に沿岸国の安全保障上の利益確保に関するものはない¹⁷。すなわち、国連海洋法条約成立期以前も含めた海洋制度の変遷をみると、沿岸国の安全保障上の利益確保を海洋制度に反映させるという着想は、あくまで領海制度として実現されたと言えるのに対し、EEZは沿岸国の経済的利益の確保を念頭に制度化されたものであり、そこに安全保障上の利益確保という目的は存在しなかったことがわかる。他方、中国の論者の中には、沿岸国の安全保障上の利益の観点から、沿岸国は自国 EEZ 上の外国軍艦や EEZ 上空の航空機の活動を規制又は禁止する権利を有する旨主張する者もいるが¹⁸、上述のような海洋制度の変遷と EEZ 制度の趣旨・内容を踏まえるならば、EEZ に係る沿岸国の権能を安全保障上の利益に結びつけて主張し、論ずることは、EEZ の制度趣旨及びその内容に合致しないと言える。

また、55 条で (EEZ は) 「領海に接続する水域 (an area beyond and adjacent to the territorial sea)」と規定されているように、EEZ は領海と別個の水域であり¹⁹、沿岸国の領域には含まれない。EEZ に「公海の自由」の原則が適用されるのも、その制度的証の一つと言えよう²⁰。ただし、EEZ には沿岸国の主権こそ及ばないものの、一定の範囲の主権的権利と管轄権が及ぶ関係上、EEZ で享有し得る「公海の自由」は完全ものではない。具体的に言うと、国連海洋法条約の 87 条 1 項では、「公海の自由」に含まれるものとして、「航行の自由」、「上空飛行の自由」、「海底電線及び海底パイプラインを敷設する自由」と並んで「人工島その他の施設を建設する自由」と「漁獲を行う自由」が規定されているが、沿岸国は EEZ における人工島、施設及び構築物の建設に係る許可・規制の排他的権利と漁獲に係る規制のための諸権能等を有しているため、87 条 1 項で規定されている「公海の自由」のうち、「人工島その他の施設を建設する自由」と「漁獲を行う自由」は、58 条 1 項で規定されている EEZ で認められ得る「公海の自由」の内容に含まれていない。なお、87 条 1 項で示されている「公海の自由」の内容は、非限定列挙 (non-exhaustive list) であり、

16 石井由梨佳「安全保障上の脅威をもたらす第三国船舶に対する公海における自衛の可否」『世界法年報』第 36 号、2017 年 3 月、133、138-139 頁；坂元『日本の海洋政策と海洋法』154 頁。

17 国連海洋法条約 33 条で規定されている沿岸国が接続水域で行使できる権能は、通関、財政、出入国管理又は衛生上の法令違反の防止又は処罰のために必要な規制である。

18 Ren Xiaofeng and Cheng Xizhong, "A Chinese Perspective," *Marine Policy*, Vol. 29, No.2, March 2005, p.142. なお、本論者の主張を記載した本文 ("A Chinese Perspective") では、条文番号を含め、出典根拠が一切示されていない。

19 この点について、水上教授は、EEZ に関する国連海洋法条約 55 条の定義は、「排他的経済水域が領海を越えた水域であることを述べているので、少なくとも、この水域が領海であるという理解を排除する」と述べている。水上『排他的経済水域』55 頁。また、チャーチルとローも、残余的領海 (residual territorial sea) としての性質を EEZ が持たないことを 55 条は明確にしていると指摘している。Churchill and Lowe, *The Law of the Sea*, p. 165.

20 国連海洋法条約 58 条 2 項。

これらが「公海の自由」の全てではないと解されている²¹。したがって、「航行の自由」や「上空飛行の自由」などの他にどのような「公海の自由」があり、EEZ ではそのうちどのようなものが、どの程度認められるかが問題となり得る。もっとも、EEZ において認められている「航行及び上空飛行の自由」にいう「航行及び上空飛行」に軍事活動が含まれるなら、あるいは、航行等と関連する海洋の利用に軍事活動が含まれるなら、EEZ での軍事活動の自由は 58 条 1 項で担保されていることになる。逆に含まれていなければ、58 条 1 項では軍事活動の自由が明示的に担保されていないこととなり、58 条 1 項で規定されている活動以外にも EEZ での「公海の自由」が認められるのか、認められるのであればどの程度であり、そこに軍事活動の自由が含まれるのかが問題となる。そして、この問題には、EEZ の法的地位が関係すると考えられる。

すなわち、EEZ が領海と別個の水域であるのは明白であるが、1958 年に採択された公海に関する条約（以下、公海条約）と異なり、国連海洋法条約には公海の地理的範囲に関する規定がない。このため、EEZ が公海と区別される別個の固有水（海）域であるのか、公海の中で特別の規則が適用される水（海）域であるかは、公海の地理的範囲という観点からは、条約規定上判然としない。他方、86 条では、公海に関する規則の適用される地理的範囲を、EEZ 等以外の海洋と規定しており、この点に着目するならば、排他的経済水域は公海に当たらないとも解し得る²²。学説上も、EEZ は公海と別個の水（海）域であるという見解が有力である²³。

もっとも、EEZ が公海とは別個の固有水（海）域であるならば、理論上 EEZ では「公海の自由」の原則が本来適用されず、例外的に特別な規則による留保によって「公海の自由」の一部が認められることになる。その理論的帰結として、国際法の一般原則により認められる「公海の自由」であっても、条約上特別に留保されている範囲、具体的には 58 条で留保されている範囲でしか「公海の自由」は認められないという説明が親和的となろう。すなわち、EEZ を公海と別個の水（海）域と解するならば、今後技術の進歩により新しい形態の活動が海洋で可能となり、それが 87 条 1 項で規定されている類型以外の新たな「公海の自由」の内容として国際法の一般原則により認められ、かつ、EEZ 内での実施がその制度趣旨・内容に抵触しないととしても、58 条 1 項で示されている類型に該当していないため、

21 小寺彰「排他的経済水域における『軍事調査』—『海洋科学的調査』との関係をてがかりにして」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第 2 号) : 海上保安体制調査研究委員会報告書』海上保安協会、2010 年 3 月、53 頁；Douglas Guilfoyle, “The High Seas,” Donald R. Rothwell et al., eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Sea*, Oxford University Press, 2015, p. 206.

22 Churchill and Lowe, *The Law of the Sea*, p. 165.

23 林『国際海洋法』64 頁；山本『海洋法』79 頁。

EEZにおいては当該活動が認められないという不合理な結論に至りやすくなるだろう。この点で、EEZを公海と別個の水（海）域と解することが、海洋制度の健全な維持発展にどうか疑問である。

逆に、EEZが本来公海であり、その中で特別な規則が適用される特殊な水域であるなら、EEZでは本来「公海の自由」の原則が適用され、例外的に「公海の自由」が一部認められないことになる。その理論的帰結として、国際法の一般原則により認められている「公海の自由」であれば、EEZ制度との抵触がない限り、58条1項で規定されている以外のものでもEEZで認められるという説明が親和的となろう。実際、EEZ制度に係る利益が確保されているかぎり、EEZでの「公海の自由」をいかに広く認めても、その制度趣旨が損なわれることは無く、これを条約で留保されている範囲に限定する合理性は認め難い。むしろ、「公海の自由」として認められるものであれば、EEZ制度との抵触がない限り、58条1項で規定されている以外のものでもEEZにおいて認められると解するのが合理的であろう。また、領海条約では接続水域は公海の一部である旨規定されているように²⁴、本来公海であるものの特別な規則が適用される特殊な水域という概念があり得ることは、このような実定規則の先例からも確認できる。これらの点をあわせて考えると、EEZは本来「公海の自由」の原則が適用されるものの、例外的にその一部が認められない特殊な水域と解するのが望ましく、そのような意味で、EEZは公海の一部と解するほうが合理的ではないかと思われる。そして、その理論的帰結として、今後技術の進歩により新しい形態の活動が海洋で可能となり、それが87条1項で規定されている類型以外の新たな「公海の自由」の内容として国際法の一般原則により認められるならば、58条1項で認められる類型に該当していなくても、EEZ制度の趣旨目的・内容に抵触しない限り、EEZにおいても認められるという説明が容易となり、海洋制度の健全な維持発展に資すると考えられる。わが国の場合、EEZと公海を併せて称する際、法律では「公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）²⁵」と表記しているように、有力学説と異なりEEZを公海の一部と解する見解に親和的な表現を用いているが、上述の検討を踏まえると、当該表現のほうがむしろ望ましいと言えよう。

以上のとおり、海洋制度の変遷を俯瞰するならば、EEZは沿岸国の経済的利益を確保するために設けられた制度であり、その目的に安全保障上の利益確保が含まれていないのは明らかであること、EEZ制度の趣旨目的・内容等に照らし、EEZは公海の一部と解する

24 領海条約24条1項。

25 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号）2条二。

ほうが望ましいと考えられること、EEZに係る沿岸国の権能に安全保障上の利益確保に係わるものは認められないことなどから、他国EEZにおける軍事活動が、沿岸国のEEZに係る権能や安全保障上の利益に基づき規制され得るとは理論上考え難い。しかしながら、諸国家の実行等は必ずしもそのようなものではない。この点については次節で検討する。

2. 排他的経済水域での軍事活動に対する沿岸国による規制等

海洋における軍事活動は、事態からは平時の活動と武力紛争時の活動の2つに、その内容・目的からは①戦闘活動およびこれに関連する活動、②情報収集、③訓練・演習、④実験・試験、⑤その他①からの④以外の活動の大きく5つに区分できる。さらに、情報収集については、海洋・海底そのもの以外を対象とした軍事調査と海洋・海底を対象とした軍事調査の2つに大別できる。そこで、他国EEZでのこれらの軍事活動の沿岸国による規制の可否について以下検討する。

(1) 沿岸国による軍事活動の規制

ア 平時（非武力紛争時）の諸活動

(ア) 情報収集

a 海洋・海底以外を対象とした軍事調査

海洋における軍事活動としての情報収集には、対象国艦艇の動静、電子・通信情報など海洋・海底そのもの以外を対象とした軍事調査と、海中の音響伝搬状況など潜水艦等の運用に関連する海洋・海底そのものの情報収集を対象とした軍事調査の大きく2つに区分され得る。前者に関し、そのEEZでの実施を沿岸国が規制し得るかが論点となった例としては、2001年4月に生じた海南島沖中国EEZ上空でのアメリカ海軍EP-3偵察機(surveillance plane)と中国軍戦闘機との衝突事案が挙げられる²⁶。

当該事案に際し、中国は、アメリカ軍機は中国の国家安全保障に対する重大な脅威とな

26 事実関係及び両国の主張については、中谷和弘「米中軍用機接触事故と国際法」『法学教室』有斐閣、第252号、2001年9月、49頁を参照。なお、海上での軍事調査の合法性が争点とされた他の事例として、アメリカ海軍軍艦「プエブロ」や「インベッカブル」に関する事案があるが、前者の主な争点は当該軍艦の領海内への存否であり、後者は侵害の主体が(外形上)漁船であったことに鑑み、本稿のテーマとは必ずしも合致しないと考えられるためとりあげていない。両事案に関する法的検討については、たとえば、以下を参照。坂元『日本の海洋政策と海洋法』153-154頁；Raul Pedrozo, “Close Encounters at Sea: The USNS *Impeccable* Incident,” *Naval War College Review*, Vol. 62, No. 3, 2009, pp.101-111; Kamlesh Kumar Agnihotri and Sunil Kumar Agarwal, “Legal Aspects of Marine Scientific Research in Exclusive Economic Zones: Implication of the *Impeccable* Incident,” *Maritime Affairs*, Vol. 5, No. 2, 2009, pp.135-150.

るような態様をとっており、これは国連海洋法条約上の EEZ 上空飛行の自由の原則に違反するものであった旨主張した²⁷。このような主張は、EEZ に係る沿岸国の権能に関するものではなく、他国 EEZ での軍事活動の国連海洋法条約上の許容性に関するものと解される。(当該 EEZ 上空での情報収集活動を含め、他国 EEZ での軍事活動の許容性については、2.3 で述べる。) 他方、中国の論者の中には、EEZ での軍事情報収集活動は、沿岸国の国家安全保障上の利益を侵害するがゆえに、EEZ に係る沿岸国の主権的権利と排他的管轄権の侵害にあたる旨主張する者もある²⁸。しかしながら、既述のとおり、EEZ 制度確立の契機と制度趣旨に安全保障上の利益との関連性はなく、国連海洋法条約の領海に係る規定の中には沿岸国の安全保障上の利益の担保に関するものが認められる一方、EEZ に係る規定の中にそれは認められない。したがって、EEZ に係る沿岸国の主権的権利と管轄権を安全保障に結びつける上述の解釈、主張は、EEZ の制度趣旨及びその内容に合致しない。また、そのような解釈、主張は、坂元教授が指摘するような EEZ に安全保障上の管轄権を拡大し、EEZ の「領海化」を目指すものであり²⁹、そのような解釈・主張の容認は、終局的には EEZ 制度の趣旨を没却することになりかねず、EEZ 制度の健全な維持・発展という観点からも支持され得るものではないと言えよう。

b 海洋・海底を対象とした軍事調査

沿岸国の EEZ における「海洋の科学的調査」については、国連海洋法条約上沿岸国の同意を必要とする一方³⁰、その内容・手段などに関する明確な定義は条約規定に存在しない。このため、海洋・海底を対象とした軍事調査が「海洋の科学的調査」に含まれるか否か、すなわち、当該軍事調査を沿岸国が規制し得るかは、条約規定上判然としない³¹。

この点について、アメリカとイギリスは、海洋・海底を対象とする軍事調査は「海洋の科

27 Gorge V. Galdorisi and Alan G. Kaufman, "Military Activities in the Exclusive Economic Zone: Preventing Uncertainty and Defusing," *California Western International Law Journal*, Vol. 32, No. 2, 2002, p.292.

28 Reng and Cheng, "A Chinese Perspective," p.139.

29 坂元『日本の海洋政策と海洋法』147頁。

30 国連海洋法条約 246 条 2 項。

31 この点について、下山准教授も「国連海洋法条約においては、海洋の科学的調査及び Military Survey について、具体的にどのようなものが想定されているかについて曖昧なまま残されているとしか言い様ようがない」と指摘している。長岡(下山)憲二「排他的経済水域における Military Survey に関する一考察」『関西大学法学論集』55 卷 3 号、2005 年 9 月、143 頁。

学的調査」に含まれないとの立場をとっている³²。他方、中国とインドは、当該軍事調査は「海洋の科学的調査」に含まれるという立場をとっていると解され³³、イランは、EEZ 内で実施される「あらゆる種類の調査」について自国の同意を必要とする旨を規定した国内法令を³⁴、ガイアナも、EEZ 内での「あらゆる調査」に沿岸国の許可が必要とする国内法令を制定している³⁵。また、ベルギーは、「あらゆる性質の科学的調査」に沿岸国（担当機関）の同意を必要とする旨を³⁶、フランスも「あらゆる海洋の科学的調査及び他の調査」に事前の同意が必要とする国内法令を制定している³⁷。

学説上も見解は分かれている³⁸。例えば、和仁准教授は、国連海洋法条約に海洋の科学

32 Department of the Navy, *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations* (NWPI-14M/MCTP11-10B/COMDTPUB P5800.7A), Edition August 2017, para.2.6.2.2; S. Bateman, "Hydrographic Surveying in the EEZ", *Marine Policy*, vol.29, No.2, March 2005, p. 173. なお、本件に係る実行例としては、2001 年 10 月、アメリカ海軍艦船 (USNS Bowditch) が韓国の EEZ 内で軍事調査を行っていたことについて韓国から照会された際、アメリカは軍事調査活動 (Military Survey Activities) は海洋の科学的調査にあらず、EEZ での公海航行の自由 (high seas freedom of navigation) に関連した国際的に合法的な海洋の軍事的利用である旨回答したこと、2007 年、アメリカ海軍艦船 (USNS Mary Seas) がインド EEZ 内で軍事調査を行っていたことに関し、EEZ における軍事調査活動は海洋の科学的調査にあらず、沿岸国の事前の同意も沿岸国への事前の通報も要しない旨インドに回答したことなどが挙げられる。J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *Excessive Maritime Claims*, Martinus Nijhoff, 2012, pp.383-384, 386. このような米国の立場の検討に関しては、次を参照。真山全「排他的経済水域における軍事的調査：アメリカの立場の検討」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』日本国際問題研究所、1999 年。

33 たとえば、2001 年、中国 EEZ 内で調査活動中のアメリカ海軍艦船 (USNS Bowditch) を確認した際、中国は、海洋の科学的調査に関する自国国内法に基づく承認を与えていないという理由で、活動の中止を求めている。Zou Keyuan, "Law of the Sea Issues Between the United States and East Asian States", *Ocean Development and International Law*, Vol.39, No. 1, 2008, P.79. また、インドは、いかなる調査もインド政府の許可無く同国 EEZ 内で行ってはならないとする国内法を制定しているほか、2001 年 1 月イギリス海軍所属艦船 (HMS Scott) がインド EEZ 内で調査活動を実施していたことに関し、無許可の軍事調査 (Military Survey) としてインド国防相が抗議している。さらに、2007 年 EEZ 内で軍事調査を行っていたアメリカ海軍艦船 (USNS Mary Seas) に関しては、インド海軍が退去要求を行っている。The Territorial Waters, Continental Shelf, Exclusive Economic Zone and Other Maritime Zones Act, 1976, Act No. 80 of May 1976, Article 7 (5), www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/IND_1976_Act; Galdorisi and Kaufman, "Military Activities," p.294; Roach and Smith, *Excessive Maritime Claims*, p.386.

34 U. S. Department of State, "Limits in the Seas", No.114, 1994, pp. 19-22, <https://2009-2017.state.gov/documents/organization/58228.pdf>.

35 長岡「排他的経済水域における Military Survey」155 頁。

36 同上。

37 同上。

38 和仁健太郎「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置」『阪大法学』66 巻 3・4 号、2016 年 11 月、619 頁。なお、軍事調査と海洋の科学的調査の関係等については、和仁准教授の左記論文のほか、たとえば、以下を参照。小寺「排他的経済水域における『軍事調査』」47-58 頁；西村弓「海洋調査に関する沿岸国管轄権」『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究：海上保安体制調査研究委員会報告書』海上保安協会、2008 年、82-83 頁；林司宣『現代海洋法の生成と課題』224-225 頁；長岡「排他的経済水域における Military Survey」138-166 頁；森田章夫「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置づけ：排他的経済水域・大陸棚における法的規制の検討」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』日本国際問題研究所、1999 年；真山「排他的経済水域における軍事的調査」34-41 頁；James Kraska and Raul Pedrozo, *International Maritime Security Law*, Martinus Nijhoff Publishers, 2013, pp.285-288.

的調査関連の規定が置かれている趣旨・目的は、EEZなどに係る沿岸国の経済的利益を保護するためであり、軍事調査は沿岸国の経済的利益を害する余地がなく、沿岸国法益との抵触がそもそも生じないことなどを理由として、軍事調査は「海洋の科学的調査」に含まれないと解するのが妥当と考えられる旨指摘している³⁹。ローチ(J. A. Roach)とスミス(R. W. Smith)も、国連海洋法条約上、調査活動(research activity)と測量(survey activity)活動は別個に規定され、かつ、「海洋の科学的調査」に関する13部の諸規定の中に測量活動に関する言及が一切なく、両者は明確に区別されていると解されるところ、軍事調査(military survey)については測量活動(survey activity)に含まれるとする⁴⁰。また、ペドロゾ(Raul (Pete) Pedrozo)も同趣旨の説明を行っている⁴¹。

他方、オックスマン(Bernard H. Oxman)は、EEZでの軍事活動に対する沿岸国の一般的権能は存在しないため、当該軍事活動は「海洋の科学的調査」に関する沿岸国の管轄権に服さないが、海軍が自ら公開を目的とした海洋学上の調査(oceanographic research)を実施することもあり、その場合公開と合意に関する「海洋の科学的調査」に係る諸規定の適用を受けるとする⁴²。また、下山准教授も、軍事調査を「海洋の科学的調査」に引き付けて考える国家実行が見られるという状況に鑑み、軍事調査を「海洋の科学的調査」と明確に区別するアメリカやイギリスの立場に疑義を呈している⁴³。

以上のような国家実行、諸学説に照らした場合、当該軍事調査は「海洋の科学的調査」に含まれないということが国際法上の原則として確立しているとは言い難いと思われる。しかしながら、海洋制度の変遷を踏まえてEEZ制度の趣旨目的に照らした場合、「海洋の科学

39 和仁「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置」620頁。さらに、和仁准教授は、当該趣旨・目的が経済的利益を保護するためとする理由として、国連海洋法条約中には、海洋の科学的調査に沿岸国が同意を与えないことができる事由を規定した246条があるものの、その中に安全保障上の考慮に係るものが無いこと、また、沿岸国の経済的利益に影響をおよぼす恐れのあるEEZのデータを公表する(国際的に利用する)ことについて、沿岸国の同意を要件とする規定(249条2項)がある一方、軍事的に利用可能であることを理由として沿岸国がデータの公表を止める権限は規定されていないことを挙げている。和仁「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置」629頁。

40 J. Ashley Roach and Robert W. Smith, *United States Responses to Excessive Maritime Claims*, 2nd ed., Martinus Nijhoff, 1996, pp.446-447. しかし、和仁准教授は条約の規定に依拠したこのような説明は決め手にならないとし、その理由として、領海の無害通航権ないし海峡の通過通航の観点からは、調査と測量を区別する実益がないので、文言が並列的に置かれていることに両者を区別する意図(特段の意味)はないという解釈や、領海、国際海峡、排他的経済水域の条文作成を担当した委員会はそれぞれ異なるため、単に調整が不十分だったとの解釈も成り立ち得るとする森田教授の指摘を挙げている。和仁「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置」620頁; 森田「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置づけ」31頁。

41 Raul (Pete) Pedrozo, "Military Activities in the Exclusive Economic Zone: East Asia Focus," *International Law Studies*, U.S. Naval War College, Vol.90, 2014, pp. 524-527.

42 Bernard H. Oxman, "The Regime of Warships under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 24, No. 4, 1984, p. 847.

43 長岡「排他的経済水域における Military Survey」158頁。

的調査」に係る沿岸国の権能は、EEZに係る経済的利益を守るためのものと考えられる。加えて、国連海洋法条約のEEZに係る諸規定の中に、沿岸国が当該軍事調査を「海洋の科学的」調査とみなして規制し得るとする根拠を見出すことは困難である。この点について、森田教授や下山准教授も同趣旨の指摘を行っている⁴⁴。よって、現状では、少なくとも沿岸国がEEZに係る権能の行使として当該軍事活動を規制することが国連海洋法条約上認められているとは言い難いと結論できよう。

もっとも、一般的軍事情報収集を含むEEZでの軍事活動がいかなる法的性質を有するかは、沿岸国の権能によってEEZでの他国の軍事活動を規制し得るかとは別個の問題であり、上述の結論をもって海洋・海底を対象とした軍事調査が58条1項の下で自由を認められている活動に該当すると直ちに言い得るわけではなく、EEZでの軍事活動が58条1項で認められる自由に包含されるか否かは、別途検討すべき問題であろう。(EEZでの軍事活動の58条1項への該当性に係る問題については、2.3.2で述べる。)

(イ) 訓練・演習⁴⁵

国連海洋法条約の規定中、EEZでの他国の軍事訓練・演習の規制に関する沿岸国の権能を明示した規定は存在しない。この点に関連し、田中則夫教授も「条約の関連規定の海洋法会議での審議経過や、条約での規定の仕方からして、EEZにおける軍事演習に関しては、それが……規制されうるのかといった点は、条約自体においては未解決のままに残されていると見るのが、妥当な見方ではないかと思われる⁴⁶」と述べている。

しかしながら、南アメリカ諸国やアジア、アフリカ諸国の中には、EEZ内での軍事訓練・演習には沿岸国の同意が必要という解釈をとっている国がある。そのような国として、バングラデシュ、ブラジル、カーボベルデ、インド、パキスタン、マレーシア及びウルグアイが挙げられる⁴⁷。これらの諸国は、国連海洋法条約の署名ないし批准の際当該宣言を行っているが、カーボベルデとウルグアイ以外の国は、特に兵器・爆発物の使用を伴うものについての事前同意の必要性を強調している⁴⁸。また、イランは条約当事国ではないが、排他的経済水域に

44 同上、159頁；森田「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置づけ」30頁。

45 国連海洋法条約の外務省による公定訳では、“exercise”が「訓練」、 “practice”が「演習」となっており、本稿もそれにならっている。当該公定訳については、外務省経済局海洋課監修『英和对訳・国連海洋法条約(正訳)』(成山堂、1997年)を参照。

46 田中則夫「排他的経済水域における軍事演習の規制可能性」『EEZ内における沿岸国管轄権をめぐる国際法及び国内法上の諸問題』日本国際問題研究所、2000年、63頁。

47 United Nations Treaty Collection, United Nations Convention on the Law of the Sea, *Declarations and Reservations of Bangladesh, Brazil, Carbo Verde, India, Malaysia, Pakistan and Uruguay*, https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=en.

48 Ibid.

における外国の軍事演習等を禁止する旨の国内法を制定している⁴⁹。

これら一部沿岸国の宣言に対し、イタリア、ドイツ及びオランダは、国連海洋法条約上、沿岸国のEEZにおける権利及び管轄権には、軍事訓練・演習の通告を得る権利又はそれを認める権利が含まれない旨の宣言を行っている⁵⁰。イギリスも、自国EEZでの軍事訓練・演習に関し事前の同意を求める内容の宣言及び声明は、EEZに係る国連海洋法条約の諸規定に合致しない旨宣言している⁵¹。アメリカは同条約の当事国ではないが、同様な立場をとっている⁵²。

このように、EEZでの軍事訓練・演習に関する沿岸国への事前通知や沿岸国の同意の要否について、諸国家の見解は分かれている。他方、論者の中には、軍事訓練・演習は、EEZに係る沿岸国の経済的利益を損なうため、沿岸国の規制対象になり得るという考え方に親和的な意見を述べる者もいる。例えば、ヴァンダイク (Jon M. Van Dyke) は、「軍事の実験及び演習 (military testing and military maneuvers) は、破壊されやすい海洋環境を脅かし、他の適法な海洋の利用に干渉している⁵³」としている。しかしながら、海上における軍事訓練・演習の多くは砲弾・爆弾・ミサイル等の爆発物の使用を伴わないものであり、それゆえ軍事訓練・演習によって海洋環境を脅かすことも、生物・非生物資源に被害を及ぼすことも希で、沿岸国の経済的利益を損なう可能性のある場合は、現実には少ないと言える⁵⁴。

もっとも、対潜爆弾や機雷等を海中で大量に爆発させたような場合、確かにEEZ内の資源等に被害を与える可能性は否定できず、その意味でEEZでの軍事訓練・演習によって沿岸国の経済的利益が損なわれる可能性を全く否定することはできない。したがって、資源等に被害が及ぶことを防止するために、合理的な範囲で沿岸国がこれを規制すること自体は、EEZ制度の趣旨目的に反するものではないと言えよう。ただし、既述のとおり、訓練全体の中で爆発物を使用するものの割合は一般的に少なく、しかもそれが海中での爆発を伴う場合

49 U. S. Department of State, "Limits in the Seas", No.114,1994, p.21, <https://2009-2017.state.gov/documents/organization/58228.pdf>.

50 UN Treaty Collection, UNCLOS, *Declarations and Reservations of Italy, Germany and Netherlands*.

51 Ibid, *Declarations and Reservations of United Kingdom*.

52 アメリカは1983年3月8日付の声明文の中で、「軍事作戦、軍事演習及び軍事活動は、国際的に合法的な海洋の利用と常にみなされてきた。そのような諸活動を行う権利は、EEZにおいてすべての国により享有され続ける」と述べている。United States of America, Statement in Right of Reply, March 8, 1983, reprinted in *Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operations (NWPI-14M)* at 1-26 to-1-27, 1997.

53 Jon M. Van Dyke, "International Governance and Stewardship of the High Seas and its Resources," Jon M. Van Dyke, Durwood Zaelke and Grant Hewison, eds., *Freedom for the Seas in the 21st Century: Ocean Governance and Environmental Harmony*, Island Press, 1993, p.17.

54 訓練・演習を含めた海上における海軍の諸活動に関しては、たとえば、次を参照。Wayne P. Hughes Jr. and Robert P. Girrier, *Fleet Tactics and Naval Operations*, 3rd ed., Naval Institute Press, 2018.

はさらに少ないことを考えると、爆発物を使用しない場合も含め、全ての訓練に事前の通知と同意を求めて規制することは、目的達成の手段として過剰であり、一般論として相当性を欠いていると思われる。また、爆発物を使用する場合であっても、実施場所に配慮すれば資源等に対する被害及びその可能性を局限することは十分可能であり、そのような配慮が国連海洋法条約の 58 条 3 項によって実施国側に義務づけられているにもかかわらず、さらに沿岸国による規制に服せしめる必要があるか疑問である⁵⁵。加えて、軍事訓練・演習によって得られる利益は実施国の安全保障に係るものであるのに対し、EEZ における当該訓練等の規制によって守ろうとする利益は沿岸国の経済的利益と解されるどころ、経済的利益と安全保障上の利益では、一般的に安全保障上の利益が重いと解されるため、EEZ での軍事訓練・演習を沿岸国が規制することは、沿岸国の経済的利益を守るために実施国の安全保障上の利益を犠牲にするという不当な結果を招くこととなり、実施国と沿岸国の利益の比較衡量という観点からは、特段の事情がない限り、目的達成の手段として相当とは言い難いと思われる。

以上から、沿岸国が EEZ に係る権能の行使として自国 EEZ での他国の軍事訓練・演習を規制することは、一定の場合、その必要性は認められ得るものの、特段の事情がない限り、EEZ に係る沿岸国の利益を守る手段として過剰であり、相当性を欠くと考えられるため、その正当性は基本的に認め難いと言える。もっとも、このことが、他国 EEZ での自儘な軍事訓練・演習が法的に許容されることを意味するものではないことは言うまでもないだろう。

(ウ) 実験・試験⁵⁶

南極条約や月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）では、条約上の禁止行為の中に軍事演習（military maneuvers）とともに兵器の実験（testing of weapons）が含まれているが⁵⁷、国連海洋法条約では、兵器を用いる訓練又は演習（exercise or practice with weapons）は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するとみなされる活動の中に含まれているものの、実験・試験は

55 国際司法裁判所の裁判官を務めた小田滋判事は、「公海はそのあらゆる部分が等しい価値をもつものではない。航海にとっても漁業にとってもほとんど価値をもたない絶海において、その利益をおびやかすことなく行われる水爆実験を、なお違法であるとして社会的非難を向ける道理は存在しない」と指摘しているが、当該指摘の趣旨は EEZ での軍事訓練・演習についても該当すると考えられる。小田滋『国際法の源流を探る』有信堂、1999 年、71 頁。

56 実験及び試験の概念に関する統一的な法的定義は存在しないが、本稿でいう実験は、軍事機器を新たに開発若しくは改良するために必要な情報を収集するための活動を、試験は、新兵器等新たに開発された軍事機器や既存の軍事機器の性能等を確認するための作動確認などを想定している。

57 南極条約（Antarctic Treaty）1 条 1 項：月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies）4 条。

含まれていない⁵⁸。また、軍事調査や軍事訓練・演習に関し、沿岸国同意を得ることなくそのEEZ内で実施することは認められない旨の宣言を行っている国がある一方、EEZ内での軍事活動としての実験・試験に関し、沿岸国の同意を必要と明示している国も認められない⁵⁹。ただし、軍事活動たる実験・試験の中には、形態・性質等により、軍事訓練・演習や「海洋の科学調査」と同視され得るものもあるだろう。そのような実験・試験に関しては、2.2.1.1と2.2.1.2で述べたとおりである。

なお、他国EEZでの軍事活動たる実験・試験について、EEZに係る沿岸国の管轄権に服するか否かが問題とされた事案については、今のところ確認できない。しかしながら、2017年に生じたわが国EEZへの数度にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの事前無通告弾着事案は、北朝鮮が国連海洋法条約の当事国ではなく、わが国は北朝鮮を国家として承認しておらず外交関係がないという状況があるにせよ、その活動を客観的にみるならば、当該事例は、他国EEZでの不法な（実験・試験たる）軍事活動としての性質を帯びると解される。（当該事例の法的評価については、3.2.1で述べる。）

（エ）その他の活動

他国EEZでの海上における軍事活動のうち、既述のもの以外には、海賊行為や奴隷取引などに従事している嫌疑のある船舶等に対する軍艦による臨検のような法執行（的）活動、国連安保理決議に基づく禁輸執行のように国際的な安全保障措置として国連加盟国軍隊（海軍）によって行われる活動⁶⁰、軍隊（海軍）が実施する海難救助活動などが挙げられる。このような活動の中には、海賊嫌疑等船舶に対する臨検のように、他国EEZでの実施が明文で認められているものもあるが⁶¹、それ以外の活動であっても、EEZに係る沿岸国の主権的権利や管轄権を侵害するものでない以上、EEZに係る権能の行使として沿岸国がこれを規制することは、原則として認められないと解される⁶²。

58 国連海洋法条約 19 条 2 項。

59 ペドロゾは、他国EEZでの軍事活動に対する沿岸国の違法な主張事例を列挙しているが、その中に軍事活動としての実験・試験は認められない。Pedrozo, "Military Activities," p. 524.

60 わが国の場合、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成 12 年 12 月 6 日法律第 145 号）に基づいて（海上）自衛隊が実施することを想定している。

61 国連海洋法条約 58 条 2 項、110 条。

62 2018 年 12 月 20 日、海上自衛隊の哨戒機がわが国EEZ内に所在する韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーを照射された事案に関し、当該駆逐艦がわが国EEZ内で活動していたことについて、わが国は問題としなかった。なお、韓国は、当該駆逐艦は「人道的な救難活動」に従事していた旨表明した。防衛省 HP『韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案』、<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/radar/index.html>; 是明夫「韓国レーダー照射問題の最終見解を読んで」『世界の艦船』海人社、第 897 号、2019 年 4 月、146-147 頁。

イ 武力紛争時の諸活動

武力紛争時における他国 EEZ での軍事活動に関しては、互いに交戦している武力紛争当事国間では、相手方紛争当事国に対する行為の権原は、自衛権や安保理決議等となり、EEZ に係る主権的権利や管轄権の行使はそもそも問題とならない⁶³。しかしながら、中立国と武力紛争当事国間ではどうであろうか。国連海洋法条約には 1949 年のジュネーヴ諸条約のような適用事態に関する規定はないため、中立国と武力紛争当事国間でも、国連海洋法条約の当事国どうしであるかぎり、その適用関係は継続すると原理的には考えられる。そのため、中立国 EEZ での武力紛争当事国による軍事活動に対する沿岸国としての権能に基づく中立国による規制についても問題となり得る。

この点について、アメリカ海軍大学教授のクラスカ (James Kraska) は、武力紛争時であっても、沿岸国は、EEZ に係る一定の主権的権利又は管轄権を享有するものの、海上での戦闘 (combat at sea) を不当に制限することはできないとする⁶⁴。その理由として、海上での武力紛争は、EEZ を含め中立国領域外のいかなる場所でも可能であるところ、海戦の目的に鑑み、中立国の EEZ は公海に当たる海域 (areas of high sea) と考えられる旨説明する⁶⁵。

しかしながら、武力紛争当事国といえどもその軍事活動は戦闘に限られず、理論上は訓練・演習等を実施することもありうる。また、EEZ に係る沿岸国の権能は中立国であることによって影響を受け得ないことなどを考えると、EEZ に係る権能の行使として沿岸国が武力紛争当事国の EEZ での軍事活動を規制できるか否かという論点への回答としては、クラスカの説明では十分と言い難いように思われる。結論としては、これまでの考察から明らかのように、原則として、沿岸国は他国による平時の軍事活動を EEZ に係る権能の行使として規制できない以上、特段の事情がないかぎり、武力紛争時の交戦国の軍事活動も同様に規制できないと言えよう。

ただし、それは、武力紛争当事国による中立国 EEZ での自衛的な作戦等の実施が法的に許容されることを意味するものではないことも、あわせて留意する必要がある。

63 真山教授も「自衛権等で許容される行動は、その要件を満たす限りにおいて相手方紛争当事国との関係ではその場所を問わずに実施できる」ため、「相手方紛争当事国の EEZ の存在を他方の紛争当事国は考慮する必要はないであろう」と説明している。真山「排他的経済水域における軍事的調査」39 頁。

64 James Kraska, "Military Operations," Donald R. Rothwell et al., eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Sea*, Oxford University Press, 2015, p. 878.

65 Ibid.

(2) 軍事活動の許容性に関する基準：「妥当な考慮」の意義

ア 平和利用義務（88条、301条）

国連海洋法条約は、301条で海洋の平和的利用義務を、88条で公海の平和目的利用義務を規定している。この海洋の平和的利用義務に関し、季国興（Ji Guoxing）は、アメリカのEEZでの軍事調査活動は、中国の国家安全保障と平和的秩序を侵し、その領土保全と政治的独立に対する脅威となっているがゆえに、当該平和利用義務に違反すると主張する⁶⁶。仮に、他国EEZでの調査等の軍事活動が、301条や88条の平和利用義務に違反するならば、当該軍事活動は国連海洋法上認められないことになる。しかし、林司宣教授は、（58条1項、19条2項、30条、95条、298条といった）国連海洋法条約の諸規定からは、公海及びEEZにおける軍事活動を一般的に禁止しない意図が伺えるため、海洋法条約（88条及び301条）は、平和的利用の原則を一般原則として掲げているが、EEZにおける軍事活動は、国連憲章と両立しない武力の行使とその威嚇を除き、一般的には禁止していないと結論付けられる旨説明する⁶⁷。また、チャーチル（R. R. Churchill）とロー（A.V. Lowe）も、301条は国際法に違反する侵略行為のような海洋の利用を禁止していると解される旨指摘しているほか⁶⁸、山本草二教授、フランチオーニ（Francesco Francioni）やペドロゾ等、他国EEZでの軍事活動が直ちに平和利用義務に違反するという見解に否定的な論者は少なくない⁶⁹。以上を踏まえると、88条や301条の平和的利用義務は、国連憲章や一般国際法上の武力行使違法化に係る原理を国連海洋法条約に重疊的に反映したものと捉えるのが妥当であり、当該義務によっても、他国EEZでの軍事活動は、国連憲章と両立しない武力の行使とその威嚇を除き、一般的には禁止されないと結論できよう。

イ 軍事活動の「公海の自由」（58条1項、87条等）への該当性

88条や301条によって他国EEZでの軍事活動が禁止されるわけではないとしても、当該軍事活動が許容される法的根拠はどこに求められるのであろうか。87条で規定される「公海の自由」に軍事活動が含まれ、それが58条1項で規定されたEEZで享有し得る「航行の自由」等又はそれらの活動に関連し、かつ、「その他の国際的に適法な海洋の利用」に該当するならば、それが根拠となり得るようにも思える。他方、58条3項では、EEZでの

66 季国興「インベックブル」事件の合法性」平山茂敏訳『海幹校戦略研究』第1巻第1号増刊、2011年8月、31頁。

67 林『現代海洋法の生成と課題』208頁；Moritaka Hayashi, “Military and Intelligence Gathering Activities in the EEZ: Definition of Key Terms,” *Marine Policy*, Vol. 29, No.2, 2005, pp. 123-126, 136.

68 Churchill and Lowe, *The Law of the Sea*, p. 411.

69 山本『国際法』420-421頁；Francesco Francioni, “Peacetime Use of Force, Military Activities, and the New Law of the Sea,” *Cornell International Law Journal*, Vol. 18, No. 2, Summer 1985, pp. 221-226; Pedrozo, “Military Activities,” pp. 532-536.

権利行使に際し、沿岸国の権利及び義務に「妥当な考慮」を払うことが義務付けられており、かつ、87 条では、公海の自由の行使に際し、公海の自由を行使する他国の利益に妥当な考慮を払う義務が課されている。加えて 87 条は、58 条 2 項に基づき（その関連規定に反しない限り）EEZ に適用されることから、当該「妥当な考慮」義務が履行されていなければ、他国 EEZ での軍事活動は認められない。その意味で、軍事活動が 87 条に規定する「公海の自由」に含まれ、その帰結として EEZ で認められる「航行の自由」等やその他の「適法な海洋の利用」に該当するとしても、そのこと自体は EEZ での活動許容性の確定的根拠にはならないと言える⁷⁰。また、山本教授が「公海における兵器実験と軍事演習は、伝統的に国際法の一般原則により承認された公海の自由に含まれてきたのであり、国連海洋法条約でも基本的に変わっていない。公海に及ぶ核兵器……の実験も、条約上の規制を受諾した当事国は別として、海洋法上は禁止されず、……『合理的な考慮』を払う限り限りは適法と認められる⁷¹」と指摘しているように、軍事活動が 87 条に列挙されていないものの、国際法の一般原則により承認された「公海の自由」に該当するとしても、「合理的な考慮」なしには許容性が確定されないのは同様であろう。

ウ 「信義誠実」及び「権利の濫用」禁止の原則（300 条）

これまでの検討から明らかなように、沿岸国が、国連海洋法条約に基づく EEZ に係る権能の行使として自国 EEZ での他国の軍事活動を規制することは、特段の事情がない限り、認められ得ないと考えられる⁷²。また、他国 EEZ での軍事活動は、国連憲章と両立しない武力の行使とその威嚇を除き、301 条の平和利用義務によっても一般的には禁止されないと解される。ただし、これらのことが、国連海洋法条約上、他国 EEZ での自儘な軍事活動が法的に許容されることを意味するわけではない。国連海洋法条約上、沿岸国には EEZ に係る一定の権益が認められている以上、他国 EEZ での軍事活動は、原則として、当該沿岸国の EEZ に係る権益と調和する範囲でしか認められないはずである。実際、国連海洋法条約では、58 条 3 項で EEZ での自国の権利の行使及び義務の履行に際し、沿岸国の権利及び義務に「妥当な考慮」を払うことが義務付けられている。また、87 条 2 項では、「公海の自由」の行使にあたり、「公海の自由」を行使する他の国の利益等に「妥当な考慮」

70 プレザスは、他国の領海外で軍事活動を行う権利を行使する場合でも「妥当な考慮」義務が課される以上、当該軍事活動を行う国際法上の絶対的権利をすべての国が享有すると断言できる法的根拠を見出すのは困難である旨指摘している。Prezas, “Foreign Military Activities,” p. 110.

71 山本『海洋法』255 頁。

72 オックスマンも、EEZ での軍事活動に対する沿岸国の一般的管轄権が存在しないことを指摘している。Oxman, “The Regime of Warships,” p. 847.

を払うことも義務付けられている。加えて、300条では、義務の履行や権利の行使に係る一般原則である「信義誠実 (good faith)」の原則と「権利の濫用 (abuse of rights)」禁止の原則が規定されている。したがって、他国 EEZ で軍事活動を実施する国は、これらの義務・原則を遵守する必要がある。なお、「信義誠実」の原則とは、(権利の行使及び)義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならないという原則であり、「権利の濫用」禁止の原則とは、法的根拠に基づく権利の行使であってもそれを濫用してはならず、濫用と認められる場合、権利本来の効果が認められないばかりか、場合によっては権利の行使者が損害賠償等の義務を負うという原則である⁷³。「信義誠実」の原則と「権利の濫用」禁止の原則は、諸文明国の国内法で一般原則として確立しているだけでなく⁷⁴、国際法上の原則ともなっている⁷⁵。また、300条について、国連海洋法条約のコメンタリーでは、300条は「交渉会議で特別な規則が制定されなかった問題に関し、各々の当事国の衝突する利益の衡量により見いだされる公平な解決のための機会を提供する⁷⁶」と説明されているように、当該規定は、条約規定の欠缺を埋め、当事国間の利益配分が公平なものとなるよう導くことを意図したものと解される。

したがって、仮に軍事活動が「公海の自由」の内容として確立していなかったとしても、300条の「権利の濫用」禁止の原則により、EEZ 制度の趣旨目的に合致しない沿岸国の主権的権利や管轄権の主張は排除されることとなり、「禁止されていないかぎり許容される⁷⁷」という国際法の一般原則に基づく当該排除の反射的效果として、他国 EEZ での軍事活動は許容されることとなり得るだろう。しかしながら、その場合でも 58条 3項で規定された沿岸国の権利・義務に対する「妥当な考慮」は、300条の「信義誠実」の原則の下で義務付けられることとなるだろう。

73 内田貴『民法 I (第 4 版)』東京大学出版会、2008 年、488-489 頁。

74 たとえば、わが国の民法では 1 条で、スイスの民法では 2 条で定められている。

75 林『現代海洋法の生成と課題』210 頁。なお、国連憲章 2 条 2 項や条約法に関するウィーン条約 26 条では、加盟国や当事国が憲章・条約上の義務を「(信義に従い) 誠実に (in good faith)」に履行する義務が規定されている。また、国際司法裁判所も、『信義誠実』の原則は、明確に確立された国際法の原則であることを認めている。International Court of Justice, *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria*, Preliminary Objections, Judgment of 11 June 1998, para.38 at p.296。「信義誠実」の原則の一般国際法上の意義については、たとえば、以下を参照。Robert Kolb, *Good Faith in International Law*, Hart Publishing, 2017; Andrew D. Mitchell, M. Sornarajah and Tania Voon, eds., *Good Faith and International Economic Law*, Oxford University Press, 2015.

76 Killian O'Brien, "Article 300," Alexander Proelss, eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, Hart Publishing, 2017, p. 1938.

77 山本草二『宇宙通信の国際法』有信堂、1967 年、145 頁。

エ 「妥当な考慮」の意義 (58 条 3 項) 及び武力紛争時における当該配慮の要否

以上を総括すると、他国 EEZ での軍事活動の許容性は、原則として当該 EEZ 沿岸国によって決定されるわけではないが、同時に「平和利用義務」に違反しないことの反射的効果や「公海の自由」への該当性によって確定するわけでもなく、あくまで、EEZ に係る沿岸国の権利及び義務や他国の「公海の自由」に「妥当な考慮」を払っているか否かによって確定されると言えよう。その意味において、当該「妥当な考慮」の有無が、他国 EEZ での軍事活動の許容性に関する基盤的基準となるのであり、ここに「妥当な考慮」の法的意義があると言えよう。

なお、EEZ に係る沿岸国の権利等に妥当な考慮を払う義務は、武力紛争時、交戦国が中立国たる沿岸国 EEZ 内での作戦行動等に際し課されるのかという点については、海戦法規の専門家による検討を踏まえ、1994 年、人道法国際研究所によって作成された「海上武力紛争に適用される国際法マニュアル (San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea)」(以下、サンレモ・マニュアル) やイギリス国防省の「武力紛争法マニュアル (The Manual of the Law of Armed Conflict)」では、課される旨記述されている⁷⁸。確かに、当該「妥当な考慮」義務が武力紛争時には適用されないということは原理的に考え難く、当該義務は武力紛争当事国にも等しく課されると考えられる。

以上を踏まえると、「妥当な考慮」の具体的な内容と程度を正確に把握しておくことは、EEZ における軍事活動の許容性を判断する上で重要と言える。そこで、次章では、他国 EEZ 内での軍事活動に際して払うべき考慮の具体的内容について検討する。

3. 多国排他的経済水域 (EEZ) での軍事活動に際して払うべき考慮

(1) 排他的経済水域 (EEZ) に係る固有の考慮

国連海洋法条約の 56 条では、EEZ に係る沿岸国の権利、管轄権及び義務が定められている。このうち権利としての主なものは「主権的権利」であり、「主権的」とは、主権ではないものの主権に近い排他的な性質を有するという意味である⁷⁹。

主権的権利の対象は、大きく区分すると「天然資源」に係る探査・保存等と「経済的

78 人道法国際研究所、竹本正幸監訳『海上武力紛争法—サンレモ・マニュアル／解説書 (以下、サンレモ・マニュアル)』東信堂、1997 年、66 頁・パラグラフ 34; International Institute of Humanitarian Law (Prepared by international lawyers and naval experts convened by the International Institute of Humanitarian Law), *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (hereinafter *San Remo Manual*), Cambridge University Press, 1995, para. 34 at p. 108; UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, Oxford University Press, para.13.21 at p.353.

79 林『国際海洋法』66 頁。

目的で行われる」天然資源の探査等以外の探査及び開発のためのその他の「活動」の2つである（56条1項（a））。管轄権の対象は、①「人工島、施設及び構築物」の設置及び利用、②海洋の科学的調査、③海洋環境の保護及び保全である（56条1項（b））。その他、沿岸国は、排他的経済水域において、国連海洋法条約に定めるその他の権利、義務を有するとされ（56条1項（c））、自国の権利行使・義務履行に当たり、他国の権利義務に妥当な考慮を払うとともに、国連海洋法条約と両立するよう行動することが義務付けられている（56条2項）。

以上に照らせば、他国EEZでの軍事活動に係る考慮の具体的対象としてEEZ制度に係わる固有のものは、天然資源、施設・構築物等及びこれらに係わるEEZ内の船舶、人、財産並びにその他の経済活動、海洋の科学的調査、海洋環境の保護等に係るEEZ内の船舶、人、財産ということになる。したがって、他国EEZでの軍事活動に際しては、これら沿岸国の主権的権利・管轄権の対象・客体及びそれに関連する船舶・人・財産を尊重することが、理論的には「妥当な考慮」を払うということとなる。

また、沿岸国は、人工島、施設及び構築物の周囲に（一般的に受け入れられている国際基準によって承認され又は権限のある国際機関によって勧告される場合を除き）500メートルを超えない範囲で安全水域（safety zones）を設定可能であり（60条4項及び5項）、かつ、安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適切な措置をとることができる（60条4項）。また、全ての船舶は、安全水域を尊重しなければならない。また、人工島、施設、構築物及び安全水域の近傍における航行に関して一般的に受け入れられている国際的基準を遵守せねばならない（60条6項）。

加えて、210条5項では、排他的経済水域における投棄には、沿岸国の事前の明示の承認が必要とされている。よって、これらの点にも留意する必要がある。

なお、上述のように、沿岸国の権利の内容に安全保障に関するものはない。また、2.1で検討したように、EEZ制度の契機及び制度趣旨に安全保障上の利益との関係は認められない。したがって、オックスマンも指摘するように、58条3項にいう「妥当な考慮」の対象に、沿岸国の安全保障に関する権利や利益に関するものは含まれないと言える⁸⁰。

(2) 「公海の自由」の行使に係る一般的考慮

国連海洋法条約上、完全ではないが、EEZでも「公海の自由」の享有は認められる。よって、他国EEZでの軍事活動に際し、EEZに係る沿岸国の権利義務や利益に対してだけでなく、公海の自由を行使する他国の利益に対しても「妥当な考慮」を払う必要がある。

80 Oxman, "The Regime of Warships," p.838.

問題は、当該配慮の内容及び程度であるが、小田滋判事が指摘しているように、「公海の自由」の原則の本質は、公海における支配の禁止であり、その目的は、航海や漁業といった公海の利用を通じた利益の保護にあることに鑑み⁸¹、権力性を帯びる行為・活動を回避するほか、航海等の自由を妨げないための配慮が、「公海の自由」の行使に対する「妥当な考慮」の基盤的内容と言えよう。そして、公海上の他の船舶・航空機等の自由な航行・飛行等の妨げとなる行為や活動の典型は、当該他の船舶・航空機に危険や航行・飛行等の障害を引き起こすことであるから、そのような危険や障害が客観的に生じないよう配慮するとともに、そのような危険や障害が生起するのではないかという不安や懸念を抱かせないよう、安全、海上交通、相手方への影響などに配慮することが、「妥当な考慮」の具体的内容と言えよう。その細部は以下のとおりである。

ア 安全

海洋における軍事活動の中で、他の船舶等に危険を及ぼし得るものとしてまず挙げられるのは、兵器、すなわち、直接的な人の殺傷や物の破壊を企図した用具を使用した戦闘活動、訓練及び試験・実験などであろう。具体的には、目標・標的に向けた射撃、作動・機能の確認・試験等を目的とした実弾・訓練弾の発射などであり、前者の例としては、水上艦艇又は同部隊による砲こう武器（主砲）を用いた水上・対空射撃（訓練）、ミサイルを用いた対空射撃、海面・海上標的に向けた艦載機関砲による射撃（訓練）、対潜ロケット（Anti-Submarine Rocket）の（訓練）発射、艦載航空機による射爆撃（訓練）などが、後者の例としては、弾道ミサイル迎撃ミサイルの発射試験、近接防御用機関砲の作動確認のための発射など、多種多様なものがある⁸²。

こうした射撃や発射によって打ち出される出される銃砲弾、ミサイル、ロケットなどが人や物に命中した場合、殺傷や破壊を引き起こすことが予見されるため、射撃や発射にあたっては無辜の艦船・航空機等に命中することのないよう留意することが必要である。そのためには、特に訓練として射撃や発射を行う場合、銃砲弾やミサイル、ロケットなどの飛翔空間と着弾点付近に無関係の艦船・航空機等が存在しないことを確認する必要があり、具体的には、水上艦艇等による水上標的に対する射撃訓練であれば、艦艇の（対水上・対空）レーダー、

81 小田滋『海洋法の源流を探る』有信堂、1989年、71頁。

82 近年の艦載兵器の性能及び特徴等については、たとえば、以下を参照。多田智彦「新型水上艦艇の技術的特徴：兵装」『世界の艦船』海人社、第901号、2019年6月、90-95頁；Kent Whalen, “The Navy Needs Better Weapons,” *Proceedings*, United States Naval Institute, May 2019, pp.34-38; Alex Pape, “Flexible Friends: European Multirole Frigate Programmes,” *Jane’s Navy International*, HIS, Vol. 123, No.8, October 2018, pp. 16-22.

艦艇・艦載機の乗員による目視等により砲弾の最高飛翔（到達）高度と着弾距離に一定の安全余裕を加味した全周距離空間内（実戦の場合、少なくとも射線方向とその近傍方位の距離空間内）に無関係の艦船・航空機等が存在しないことを確認することが必要であろう。砲こう武器（主砲）やミサイルを用いた対空射撃訓練、海面・海上標的に向けた艦載機関砲による射撃等の場合でも、原理的に同様な確認が必要であろう。

なお、他国 EEZ 内で訓練として射撃や発射を行う場合、沿岸国の当局や国際機関に射撃等実施海域と日時を通報し、当該沿岸国当局等を通じて商船等が当該海域に近接することのないよう呼びかけるのも、危険防止措置の一つとして有効かもしれない。しかしながら、「公海の自由」の原則の下、公海や EEZ の一定範囲を一国が排他的に占有することは、（EEZ に係る安全水域での沿岸国の措置のような例外を除き⁸³）たとえ一時的にでも認められず、また「航行の自由」は、「公海の自由」の行使として全ての国の船舶に認められており、かつ、「公海の自由」原則の本質は、公海における支配=権力行使の禁止であるため、たとえ射撃・発射実施海域を事前に告示していたとしても、当該海域に他国の船舶等が進入することを実施国が禁止することはできず⁸⁴、そうである以上危険防止に係る（法的）最終責任は、実施国が負うべきと解される⁸⁵。したがって、射撃や発射に係る事前告示を行ったとしても、無関係の艦船等の不存在を現場で確認することが最終的に必要と言える。よって、1954 年 3 月の「第五福竜丸」被ばく事案に先立って、アメリカが事前に危険水域を告示していたことがアメリカの責任を阻却するかという点に関連する小田滋判事の「危険水域の設定をもって公海の自由の侵害を言うことは、論理的な誤謬をおかしている。しかしまた、……危険水域を……漁船に周知徹底せしめることをもって足りる事柄でもない」との指摘にみられるように⁸⁶、たとえ他国 EEZ での射撃や発射に関する事前通報等を当該 EEZ に係る沿岸国等に対し実施していたとしても、無関係の艦船・航空機等に被害や危険を及ぼした場合、当該事前通報等の事実をもって直ちに当該事故に係る責任が阻却されるわけではないと解される。逆に、他国 EEZ の沿岸国当局等に事前に通報せず当該 EEZ 内で射撃や発射を実

83 国連海洋法条約 60 条。

84 アメリカは、1954 年 3 月の水爆実験に係る危険水域についての数次の告示において、立入を禁じたことはなく、またその管轄権を及ぼす意図を示したこともなかった。小田『海洋法の源流』61 頁。

85 もっとも、正当な理由なく又は妨害を意図して他国の射撃・発射実施海域を航行することは、国際法上「航行の自由」の濫用にあたりと評し得るため、そのような場合の実施部隊側の対抗措置の一つとして、現場で上述のような不法行為をやめるよう警告することが考えられる。また、当該船舶の旗国の国内法に照らした場合、業務妨害罪のような犯罪や損害賠償責任を負う不法行為に該当する場合もあり得るため、事後、外交ルート等を通じ当該船舶の旗国の当局に当該船長等責任者の処罰を要請すること、当該船舶が商船等民間船舶の場合、当該船舶の旗国の制度に基づいて、当該船舶の船長等責任者又は関係当局若しくは双方に対し損害賠償を請求することなどが考えられる。

86 小田『国際法の源流を探る』73 頁。

施するとしても、無関係の艦船・航空機等の不存在を現場で確認し、安全を確保している限り、「妥当な考慮 (due regard)」を払っていると言い得るだろう。他方、北朝鮮の弾道ミサイル発射にみられるような、自国の措置のみでは安全を確保できないにもかかわらず、関係沿岸国との協議や事前通告もなくその EEZ に着弾するような発射に及ぶことは、「妥当な考慮」を欠くものと言えよう⁸⁷。

また、情報収集に際しては、活動の目的上対象目標に近接する必要性が往々に生じるどころ、不用意な近接は、対象目標との衝突やその危険を生じさせる。したがって、艦艇や軍用機による情報収集に際しては、衝突やその危険を生じさせないような配慮が必要となる⁸⁸。具体的には、艦艇や軍用機によって艦船の情報収集を行う場合、艦船と衝突する可能性のある針路、すなわち、艦艇であれば対象目標たる艦船の直前を横切るような針路をとること、軍用機であれば目標艦船の直上や直前を通過するような針路をとり、低空飛行することは避けるべきである。また、航空機による直上飛行は、特に低高度でなされる場合、艦船の側からは攻撃のための自艦への指向と区別することが困難であるため、自らへの攻撃と判断し、自衛のために武器を使用する可能性もある。よって、不測の武力衝突を避けるという観点からも、情報収集に際しての低空飛行での艦船直上通過は、やむを得ない特段の事情がある場合を除き、厳に避けるべきである⁸⁹。

逆に、他国艦艇・軍用機による情報収集としての近接を受けた場合、当該近接を受けた艦艇が、作動確認試験や追尾訓練として火器管制 (Fire-control ; 以下、FC) レーダーを照射したり、夜間探照灯で当該他国艦艇の艦橋や他国軍用機の操縦席を照射することは、相手が攻撃と誤認したり、操艦者・操縦者等を眩惑させることになりかねないため、不測の

87 プレザスは、全ての軍事活動に沿岸国の事前同意を要するわけではないが、沿岸国への事前の通知や協議なしに軍事活動を実施する第3国の無限定な権利は受容されない旨指摘している。北朝鮮による日本側に指向した一連の弾道ミサイル発射は、沿岸国に対する事前の通知や協議を要する軍事活動の典型と考えられる。Prezas, "Foreign Military Activities," p.115.

88 ミソ海上事故防止協定 (Incidents at Sea Agreement Incidents at Sea Agreement (Agreement Between the Government of The United States of America and the Government of The Union of Soviet Socialist Republics on the Prevention of Incidents On and Over the High Seas); 以下、INCSEA) 及び、領海の外側に位置する水域及びその上空における事故の予防に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定 (以下、ロシアとの海上事故防止協定) では、艦船で他方の艦船を監視する場合に衝突の危険を避け得る距離にとどまる義務及び相手艦船の航行を危険に陥らせるような運動を回避する義務について、それぞれ3条4項で規定している。また、日本、アメリカ、中国など21か国の海軍高官が参加した第14回西太平洋海軍シンポジウムで採択された「海上衝突回避規範 (Code for Unplanned Encounters at Sea; 以下、CUES)」では、安全な離隔の常統的維持を規定している (2.6.2)。ミソ海上事故防止協定, www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H5-2203.pdf; INCSEA, <https://2009-2017.state.gov/t/isn/4791.htm>; CUES, http://www.jag.navy.mil/distrib/instructions/CUES_2014.pdf.

89 ロシアとの海上事故防止協定は、艦船の上空における曲技飛行も禁止している (4条1項)。

武力衝突や事故に至る危険を回避するという観点から、厳に控えるべきである⁹⁰。

イ 海上交通

要衝ルートやその近傍にあって海上交通のふくそうする海域では、基本的に軍事活動は避けるべきと考えられる。しかしながら、当該海域そのものを対象とした軍事調査や当該海域上の船舶に係る情報収集活動のように、当該海域で実施しなければ目的を達することができない特段の事情がある場合、事故の防止に努め海上交通の安全に留意することが、「妥当な考慮」として必要と言えよう。

ウ 他国の活動への影響

他国が「公海の自由」の行使として国際水域で行っている軍事演習や軍事的試験・実験に関する情報を艦艇や航空機で収集することは、同じく「公海の自由」の行使として原則的に認められると解されるが、当該演習等の妨害を意図した標的の近傍や射線・発射方向への占位又は航行・飛行、当該他国艦艇等のレーダー波や通信電波に干渉する電波をふく射するなどの活動を行うことは、「公海の自由」の濫用であり、「公海の自由を行使する他国の利益」に「妥当な考慮」を払う義務にも違反すると解される⁹¹。

また、自国が「公海の自由」の行使として行っている軍事演習等に関する情報を、他国が艦艇・軍用機で収集することも原則として認められ得る以上、離隔の強要や FC レーダーの照射等による威嚇は、「公海の自由」の濫用にあたるとともに、「公海の自由を行使する他国の利益」に「妥当な考慮」を払う義務に違反すると解される。したがって、いずれの国も「公海の自由」の行使として国際水域で軍事活動を実施するに当たっては、他国による「公海の自由」の行使を不当に妨害することのないよう配慮する必要がある。

(3) 武力紛争時の考慮

「サンレモ・マニュアル」では、武力紛争当事国による中立国の EEZ に係る考慮の対象として、「特に EEZ の経済資源の探査および開発」、ならびに「海洋環境の保護及び保

90 INCSEA 及びロシアとの海上事故防止協定 3 条 6 項、CUES2.8.1 では、砲、ミサイル等の武器を指向する模擬攻撃、艦船の艦橋を探照灯などで照射することを禁止している。加えて、ロシアとの海上事故防止協定は、航空機の操縦室を探照灯などで照射すること、艦船の航行に危険となるおそれのある物体を艦船の方向に発射すること、航行・飛行に危険となるような方法で信号弾を発射することなども禁止している（3 条 6 項）。また、CUES にも同様の記述がある（2.8.1）。

91 CUES では、指揮通信（command and control）システムへの干渉は安全上の障害（a safety hazard）になり得るので、干渉が感知された場合、ふく射源を探知し、干渉が生じているのでふく射源を離隔させるよう発信局に要請すべきである旨規定されている（2.9.1）。

全」、EEZ に「中立国が設定した人工島、施設、構築物」を挙げるとともに⁹²、「中立国による当該区域の探査および開発に対する実際上の妨害 (interference) を可能な限り (so far as practicable) 回避しなければならない⁹³」としている。この妨害回避義務に「可能な限り」という要件が付されている意義について、クラスカは、「妨害が不可避である場合、交戦国は、EEZ における沿岸国の経済的特権を害し得ることを、サンレモ・マニュアルは示唆して⁹⁴」おり、「当該判断は、武力紛争中、沿岸国の排他的な経済的地位 (exclusive economic status) に関係する権利と管轄が、遠隔の交戦国海軍の活動に劣後することを示している⁹⁵」と説明している。

また、既述のとおり、特段の事情がない限り、EEZ に係る沿岸国の権利等に考慮を払う義務は、武力紛争時、交戦国であっても課されると解されるものの、武力紛争時、交戦国が諸軍事活動によって守ろうとする利益は、実施国の安全保障にとって平時以上に価値が高いと考えられるため、当該考慮義務違反のほとんどは、緊急行為としてその違法性が阻却されると思われる。

なお、真山教授が指摘するように、「(EEZ という) 新たな水域が海戦法にどのような影響を与えるかについては、具体的事例としてはまだ現れて」おらず、「紛争非当事国の EEZ 内での紛争当事国の活動に当該 EEZ がどのような影響を与えるのかは」、引き続き「検討されるべき問題」と言えよう⁹⁶。

おわりに

EEZ における軍事活動の沿岸国による規制については、国連海洋法条約の規定も明確でないため、条文からはその可否が判断できない。しかしながら、2.1 で検討したとおり、海洋制度の変遷を俯瞰すると、EEZ 制度確立の契機は、あくまで漁業のような沿岸国の経済的利益の担保にあり、安全保障上の利益との関係性は認められないこと、及び、EEZ 制度の内容に安全保障上の利益確保に関するものが存在しないことが確認できる。それゆえ、沿岸国が EEZ における主権の権利や管轄権の行使として他国の軍事活動を規制することはできず、その理論的帰結として、他国 EEZ における軍事活動の許容性は、EEZ に係る

92 サンレモ・マニュアル、66 頁・パラグラフ 34; *San Remo Manual*, para. 34 at p. 108.

93 同上、67 頁・パラグラフ 35; *Ibid.*, para. 35 at p. 109.

94 Kraska, "Military Operations," pp. 878-879.

95 *Ibid.*, p. 879.

96 真山「排他的経済水域における軍事的調査」39 頁。なお、海戦法と海洋法の間をとりあげたものとして、たとえば次がある。森田(河野) 恵子「海上武力紛争における海洋法の適用範囲」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』東信堂、2004 年、463-485 頁。ただし、当該研究は主に自衛権に焦点をあてている。

沿岸国の権利及び義務並びに他国の「公海の自由」の行使に「妥当な考慮」を払っているか否かによって確定されると結論づけられる。よって、この点に「妥当な考慮」の法的意義があると言えよう。そして、沿岸国の主権的権利・管轄権とこれらに係わる EEZ 内の船舶、人、財産を尊重すること、及び、「公海の自由」の行使に関して一般的に求められる安全等への留意及び配慮が、「妥当な考慮」の基本的内容と考えられる。

したがって、わが国の EEZ に係る主権的権利等を他国の不当な軍事活動から守る上で、また、海上自衛隊等わが国の機関による他国 EEZ での活動が不当と評価されないようにする上で、以上を踏まえておくことが肝要と言えよう。

(えいふくせいや 2 等海佐 政治・法制研究室所員)

